

## 神戸市発達障害者相談窓口を再編～名称・開所日・開所時間も変わります～

神戸市では、15歳以上の発達障がい者やその家族が相談できる窓口を市内4ヶ所に設置していましたが、2026年度から以下のとおり3ヶ所に再編します。

また、発達障がいの診断を受けていない方や、ご家族、支援者の方でも気軽に相談いただけるような親しみやすい相談窓口として、名称を変更するとともに、各窓口の開所日・開所時間を統一します。

### 1. 再編後の相談窓口（名称・所管区域）

- ①神戸ひがし発達障がい相談窓口（東灘区・灘区・中央区・兵庫区）

所在地：兵庫区駅南通5-1-1

- ②神戸にし発達障がい相談窓口（長田区・須磨区・垂水区・西区）

所在地：垂水区日向2-2-4

- ③神戸きた発達障がい相談窓口（北区）

所在地：北区谷上東町8-2 1



### 2. 名称の変更点

変更前：発達障害者相談窓口

変更後：発達障がい相談窓口

- (1) 神戸市障がい者プランにおける表記に準じ、「害」を「がい」とひらがな表記にします。これにより、文字から受ける不必要な誤解を防ぎ、発達障がい相談に対する心理的ハードルが下がることを目的とします。
- (2) 「者」を省くことで、特に若年世代等の障がい受容ができていない方でも相談に来やすい窓口、ご本人以外の相談（ご家族や支援者、企業等）にも対応している窓口であることが伝わるようにします。（相談対象者は従来どおり15才以上）

### 3. 開所日・開所時間

月曜から金曜（祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く）の午前9時～午後5時

### 4. 若年世代への支援強化

上記の相談窓口のほか、神戸市発達障害者支援センターが実施する事業や大学・高専・専門学校の支援者等の積極的な連携により、診断を受けていない方を含めた若年世代への切れ目のない支援を実施してまいります。

（ホームページ参照：[神戸市：発達障害者支援センター](#) ）

### 5. 変更日

2026年4月1日

#### 参考：「障害」のひらがな表記について（神戸市障がい者プランより抜粋）

- ・本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。
- ・「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。
- ・神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（2007年2月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。